大東市崖地近接等危険住宅移転事業補助金　手続きのながれ

（事前相談）

①市窓口で、事前相談書に記入してください。
補助対象建築物であるか市担当者と**チェックリスト(事前相談)**で確認してください。

※1　危険住宅の除却は必須です。

※2　事後申請（移転後等）はできません。

約１週間程度

②必要書類一式を受け取ってください。
③約１週間後に、市から補助対象になるか電話が入ります。
※事前相談時点で補助対象かどうかの回答です。
補助金交付が確定したものではありません。
別途、交付申込の申請が必要です。
交付決定通知があるまで、
工事、転居、新居契約等は行わないでください。
行った場合、補助対象ではなくなります。

交付申込

①事前相談の回答で補助対象となった場合、
交付申込書を市へ提出してください。
必要書類は、**チェックリスト（交付申込）**で確認してください。

約２週間程度

②約２週間後に市から交付決定に関する電話が入ります。
③市から**交付決定通知**を受け取ってください。（郵送）

事業着手

交付決定通知を受領した日から**３０日以内に補助対象事業に着手**し【様式第３号】移転事業着手届を提出してください。

事業完了報告

①事業完了後、**完了報告書**を提出してください。
必要書類は、**チェックリスト（完了報告）**で確認してください。

約２週間程度

②約２週間後に市から交付確定に関する連絡が入ります。
③市から**交付確定通知**を受け取ってください。（郵送）

補助金の請求

①確定通知書を受領後、速やかに【様式第９号】**補助金請求書を提出**してください。
※補助金請求書の日付は、交付確定通知を受領した日以降かつ同年度の３月３１日までの日付を記入してください。
②約２週間後に市から補助金の入金に関する連絡が入ります。